

平成16年度 12月議会 一般質問書

通告に従い順次質問を致します。

まず、構造改革特区について伺います。

改革を進める小泉内閣の地方版とも言える構造改革特区構想が昨年4月から募集が始まり、この11月17日で第6次の募集が締め切られました。1次から5次までの応募は1600件を超え全国で300件を超える特区が誕生し、地域からの独自の町興し、改革が進められようとしています。私は、本義会に置いて、特区についての取り組みをすべきではと提案をしてきました。答弁では「商工会や商工業者との意見交換、庁内の連絡会議を通じ研究して行く」と言う事でしたが、どう研究されたのでしょうか。17年度には、イター-A地区商業施設のオープン、つくばエクスプレス開通と大きく変貌する中で、積極的に街作りを進めなければ成らない状況です。各課担当者との間でどんな議論があるのでしょうか。市長として、特区についてどう取り組んで行こうとするのか又、行政運営上問題、疑問はないのか伺いたいと思います。

草加市では、市長の言明の下、特区担当特命理事を置き積極的に特区申請をしています。市長も「地方からの改革の必要性」を説き、積極的に取り組んでいます。コンビニでの納税を実現した事も特区申請をしたからと言う事です。しかも、自らの生き残りをかけて国に言わば挑戦をしていると言う事で、担当者の話を聞いても「国と議論が出来る」「国に負けないように法律を勉強する事になる」と極めて積極的に取り組んでいます。第1次申請から毎回取り組み第5次申請では15件、第6次で8件申請しています。三郷市でも市長自ら言明をし、特区担当を置き積極的に特区申請をし、改革のテコにしてはと思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に市民活動を援助する施策について伺います。三郷市の組織の中で、市民活動を積極的に援助する担当課は何処でしょうか。自治文化課ですか、一見した所では、解りません。多様な市民の行政需要に対して、その需要を満たす事は財政的にも、人的にも不可能であります。多くの市民の力を借りなければならぬ事は明白です。NPO、ボランティア、コミュニティと多くの市民の協働協力が必要に成ります。95年の阪神大震災時にボランティアの活動が大きな力を発揮し、このときからボランティアの存在が社会的に認知されそれ以後の災害時には、多くのボランティアの皆さんが救済に力を発揮しています。又、平成10年に特定非営利活動促進法いわゆるNPO法が制定されて以来20000に及ぶNPOが設立されていると言う事です。

それは、社会の様々な分野で活動しており、その存在も第二の行政と言うほどの活動と成っているとも言われています。そこで、この様な状況に対して、行政としてどの考えているのか伺いたいと思います。以前の私の質問に対して、市長はあまり積極的でない印象の答弁がありました。その後の状況を考え答弁を頂きたいと思います。

1つ気がかりな事は、市内に社会的活動をしているNPOの存在が少ない事です。多くの市民の中には、ボランティア活動をしている方も多く、その方達がより組織的に活動を展開する方法を行政として支援する事が必要なのではと思います。市内には、NPOについての有力な方もいると言う事も聞いていますが、是非、助力を頂き、行政としてNPOを育成するプログラムを実施すべきと思いますが、市長の考えを伺いたいと思います。現在、市が補助金を出している団体は平成15年度で87団体あります。補助金総額は、4億6483万円に成っています。そもそも補助金を支出する趣旨はどこにあるのでしょうか。三郷市の補助金支出についての条例は補助金交付規則はありますが、何故、当該団体が補助金の交付を受けるかと言う事が明確でない様に思います。市民が行う公益活動や公共の福祉、生涯学習活動等、公共性があるがゆえに援助し街作りに貢献してもらおうと言う事で補助金を支出するのではないかと思います。三郷市の状況を見てみますと、何年も変わらず補助金を受け言わば既得権益化しているのではと思われる状況があるのではないかと思います。この財政難の中で、思い切った見直しをし、一度全廃をし、条例の整備をしより公益性の点から判断し審査選定をすべきと思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、災害時の要介護者対策について伺います。草加市では、火災や水害等の小規模な災害にあって、身寄りのない方、又は、家族の介護の必要な方を緊急避難的に介護施設に収容してもらうために市内は本より、周辺市町村の介護施設とも業務委託契約を結び備えています。あえて、契約を結ばなくても、介護施設側としては空きがあれば受け入れると言う事は聞いています。三郷市としてもお願いをし対応をしていると言う事ですが、そうであればなおさら、正式に契約を結び、万全を期すと言う事が必要なのではと思いますが、行政の姿勢として市長の見解を伺いたいと思います。

この姿勢は大規模災害についても言える事です。

10月23日に新潟中越地震が発生し自然災害の恐ろしさをあらためて感じました。10万人を超える市民が避難所生活を強いられ、行政の対応能力の限界を知らされました。あらためて、ボランティア、コミュニティーの存在が意

識されました。

特に居宅での要介護の人にとって、避難所での生活は極めて困難であることは予想出来ます。阪神大震災の時には、避難所に収容され病状の悪化を招き二次被害を起こしたしまった事もあったと言う事です。今回の震災でも、周辺の介護施設では、廊下にまで、ベットを並べ介護の必要な方を預かったと報道がありました。そこでの問題は、これまた、行政の事前の対応の遅れが指摘され「万一の際の介護サービス、支援のあり方について、場当たりの対応ではなく、近隣自治体間で事前に協定を結んでおいてはどうか」と介護施設側から苦言があったとの報道がありました。阪神大震災の後、兵庫県では「要援護者支援マニュアル」を作成したと言う事です。岐阜市でも「災害時の相互受け入れを決めた覚え書き」を施設間で交わしたと言う報道がありました。

つい最近、東京直下地震の震度状況が発表されましたが、三郷市は震度7の揺れが予想されています。あつては困りますが、事前の準備が必要だと思いますので、市として5市1町、あるいはそれを超える広域の対策を検討すべきと思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

災害におけるコミュニティの存在がいつも言われることですが、介護施設についても周辺町会との協力関係を持つ事は重要だと思います。市内の介護施設の中では、施設のある町会と「災害時の相互援助協定書」を結んでいる所もあります。各施設とも色々な行事の中で周辺町会の皆さんと仲良く交流されていますが、お互いを確認しあうと言う事では、協定を結ぶと言う事は必要だと思います。災害に遭ったときの円滑な対応をいかに進めるかと言う事では、事前の予想出来る範囲での準備は必要だと思います。積極的に指導対応をすべきではと思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、江戸川運動公園のトイレ設置について伺います。

私は、今年の夏、1人のご婦人から「グラントゴルフで江戸川の運動公園トイレを使おうと思ったら、使えませんでした。お友達にも恥ずかしくて言えませんでした」と言う話を聞きました。この話を聞き、私は憤りさえ感じました。私自身も何度か利用した事がありましたが、押して知るべしです。

三郷市のスポーツ施設利用のデータによると、平成15年度の運動公園利用者は171000人、番匠免運動公園も含まれると言う事ですが、大半は江戸川運動公園と思われる。江戸川河川敷にある民間施設での利用が262000人、計433000以上の市民が利用しています。これだけ多くの市民が来場している所にトイレの設備が一ヶ所もないと言う事態が異常な状況では

ないでしょうか。まず、この実情に対して市長の見解を伺いたいと思います。

江戸川左岸、松戸市、流山市には立派な水洗トイレが設置されています。松戸市に至っては2ヶ所、ホテルのトイレではと見まごう程の施設です。松戸市のトイレは江戸川の水質浄化のため坂川の水を江戸川下流に流す「江戸川、坂川清流ネットワーク21」事業の関連施設として建設した言う事ですが、松戸市側には、スポーツ施設もなく、もっぱら散歩を楽しむ市民やサイクリングを楽しむ市民の利用のためと言う印象です。流山市では、県の土木事務所が設置をしたと言う事でした。左岸に対して、江戸川右岸、三郷市側の運動公園の利用状況を考えればどうしても必要な施設であると思います。三郷市としても当然、松戸市、流山市の状況は承知と思いますが、市長として、国、県に対して今日までどのような対応をしてきたのか伺いたいと思います。

一級河川の広大な河川敷は国民の共有財産として、多くの国民の様々な活動に利用されています。三郷市民に止まらず、県外からの利用も多いと思われれます。埼玉県だけでなく、国に対しても積極的に要望すべきではないかと思えます。三郷市として今後、具体的にどのような対応をするのか、市長の見解を伺いたいと思います。

以上で第一問を終わります。